船舶事故調査報告書

平成２４年１０月１１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　横　山　鐵　男（部会長）
委　　員　　庄　司　邦　昭
委　　員　　根　本　美　奈

事故種類	転覆
発生日時	平成２４年６月２９日　０９時３０分ごろ
発生場所	長崎県平戸市二神（ふたがみ）島北東方沖 二神島灯台から真方位０３３°１，６００m付近 （概位　北緯３３°３７．０′　東経１２９°３３．８′）
事故調査の経過	平成２４年７月２日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 漁船　金幸（きんこう）丸、４．９８トン ＮＳ３－５７４８０（漁船登録番号）、個人所有 １１．００m（Lr）×２．３３m×０．８６m、ＦＲＰ ディーゼル機関、漁船法馬力数３５、昭和５２年７月５日
乗組員等に関する情報	船長　男性　７０歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５０年９月２日 免許証交付日　平成２２年６月２４日 （平成２８年２月２０日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機関及び航海計器が濡損、漁網が破損、いけすの蓋が流失
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、ごち網漁のため、二神島北方沖において、約４～５ノットの対地速力で魚群の探索を行っていた。 本船は、船長が、魚群探知機を見ながら操船し、画面の端に魚群が映ったので、魚群を追い掛けるために右舵を取り、右回頭しながら航行中、平成２４年６月２９日０９時３０分ごろ、二神島北東方沖において、左舷側から波高約２～３mの高い波を受けて右舷側に傾き、前部甲板の左舷側に積載していた左舷側の引き網が右舷側に移動して更に傾斜が増し、右舷側に転覆した。 船長は、転覆した船内から脱出し、船底に上がって救助を求め、付近で操業していた漁船に救助された。 本船は、来援した僚船により平戸市田助（たすけ）漁港にえい航された。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　北東、風速　約４m/s、視程　約２海里 海象：波向　北東、波高　約１．５m

その他の事項	本船が行うごち網漁は、右舷側の引き綱の端に取り付けたブイを前部甲板右舷側から投入後、右舷側の引き綱、網、左舷側の引き綱の順に繰り出しながら右回りに１周し、ブイを揚収したのち、両側の引き綱をローラーで巻き上げて包囲形を狭めることにより、魚を威嚇して網に追い込むものであった。 本船は、合成繊維製ロープとチェーンをつないだ長さ約６００ｍで重さ約２５０kgの右舷側及び左舷側の各引き綱を前部甲板の両舷に甲板上約１ｍの高さまでコイルして積載し、長さ約２０ｍの袋網の両側に長さ約２４ｍの袖網をつないだ重さ約１００kgの網を後部甲板の左舷側に積載していた。 船長は、漁場への往復航中は船体の動揺でこれらの漁具が移動しないように固縛していたものの、魚群の探索中は魚群を見付けたら、すぐに操業を開始するので、漁具を固縛していなかった。 本船は、甲板下に船首側から順に前部物入れ２個、前部魚倉６個、機関室、バッテリー室、後部物入れ２個、後部魚倉２個及び舵機室が設けられていた。 本船は、魚倉の船底栓を開けて海水を入れ、漁獲した魚のいけすとして使用し、後部魚倉が一杯になったら、前部魚倉に魚を入れるようにしており、本事故当時、後部魚倉の右舷側のみ船底栓を開けて海水を入れていた。 本船の喫水は、本事故当時、船首約０．３ｍ、船尾約２．０ｍであった。 船長は、防水型の携帯電話を所持していたが、本事故当時、機関室囲壁後部の舵輪の横に置いていた。 船長は、救命胴衣を着用していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、二神島北東方沖において、魚群を探索しながら右回頭中、船長が、魚群探知機を見ることに注意を向けていたことから、周囲の波の状況を見ておらず、左舷側から波を受けて右舷側に傾き、左舷側の引き綱が右舷側に移動して更に傾斜が増し、右舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、二神島北東方沖において、魚群を探索しながら右回頭中、船長が、魚群探知機を見ることに注意を向けていたため、周囲の波の状況を見ておらず、左舷側から波を受けて右舷側に傾き、左舷側の引き綱が右舷側に移動して更に傾斜が増し、右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・波の状況にも注意して航行すること。 ・救命胴衣を着用すること。 ・緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時携行することが望ましい。